

新春特別企画

2023年ニュース振り返り

2023年にあった外国人雇用に関するニュースを一覧形式にまとめました。

特定技能

- 「特定技能2号」対象分野がほぼ全分野に拡大（※介護以外）
- 特定技能の対象職種に運転手の追加を国交省が検討
- 特定技能ビザの外国人数、約17万3千人に上る（2023年6月末時点）
- 特定技能・技能実習生へのコロナ禍特例措置が終了
- 特定技能外国人への定期面談、オンライン不可へ（コロナ禍特例措置が終了）

技能実習制度

- 外国人技能実習制度が廃止へ。有識者会議が最終報告書。代わる新制度の名称は「育成就労」の方向
- 実習生の転職希望、約6700件（2022年）
- 実習生の失踪者数、9006名（2022年）
- 実習生の3～4割が帰国後に保証金の返還を受けていない（2022年度帰国後フォローアップ調査・外国人技能実習機構）
- 監理団体、監理費など運用規定のWeb公表が義務化
- 監理団体が契約できるフィリピンの送出機関数を5社に緩和へ。現地政府要人が意向示す
- 「アルミニウム圧延」「押出製品製造職種」「金属熱処理業」「木材加工」が対象職種に新追加

就労ビザ

- 「家事代行」の就労ビザ、在留期間が最長7年間に拡大へ。政府が検討
- 「ITエンジニア」の就労ビザ、審査期間短縮へ優遇措置。福岡市で先駆け開始
- 「経営管理」ビザの要件緩和。事業所・出資金無しでも2年滞在可能へ

介護職

- 訪問介護の外国人就職を緩和へ。厚労省が検討
- 介護福祉士試験に外国人が合格しやすいように制度緩和へ。厚労省が検討
- 人員配置基準に実習生・EPA介護福祉士候補者が入職直後から算定可に規制緩和へ

留学生

- 留学生受入れ40万人計画。2033年まで。政府が目標示す。
- 大学院進学までの待機のための在留資格を新設。「特定活動（進学待機者）」
- 日本語学校卒業生も卒業後に就職活動のための在留資格新設
- 専門学校卒業生、技人国ビザ取得要件が緩和へ

外国人共生社会

- 日本語教師が国家資格化「登録日本語教員」
- 外国人支援する者の資格新設を政府が検討開始。外国人支援コーディネーターの育成・認証制度

在留資格

- 在留資格認定証明書の電子化が開始。紙の在留資格認定証明書も写しで可能に。
- 16歳未満の外国人の在留カードの有効期限のルールが変更
- 日系人4世の受け入れ制度が緩和へ

統計

- 在留外国人の人数が過去最多を更新。約322万3千人。
- 日本在留の外国人人口、2040年に674万人。JICAが推定
- 不法残留者数、約7万9千人（2023年7月1日時点）
- 不法就労者数のワースト1位は茨城県（2022年）

難民

- 準難民保護制度が開始。定住支援プログラムも発表
- 難民認定申請する外国人が急増、過去最多（2023年1～9月で1万1千人超え）
- 難民認定3回目以降は審査中でも国外退去可に入管難民法改正
- 日本在留のスーダン人に就労可能な在留資格を付与

※本資料を無断で複製・改変・転載・翻訳することを禁じます。本資料は信頼できるとされる各種データに基づいて作成されていますが、その正確性・完全性・最新性・網羅性・適時性等を保証するものではありません。また、本資料は外国人雇用に関心をお持ちの企業様等への情報提供のみを目的としており、本資料の利用に起因する利用者及び第三者の損害について責任は一切負いません。

関係閣僚 コメントPick Up

— 新年2024年の抱負について —

昨年をやや振り返る形にはなりますけれども、昨年進めてきた主な項目で思い当たるのは、まず**技能実習制度・特定技能制度の在り方に関する検討**です。これは報告書が出て、法制化を進める直前まで今、来ています。**これをしっかりと成し遂げていくと。法案の形にして国会に提出していく**という、まず大きな課題があります。

補完的保護対象者の認定制度も(昨年)12月1日から始まりました。緒に就いたばかりでありますので、これがしっかりと適正に執行できるように、活用していただけるように、これも今年の大きな課題だと思います。

改正入管法の全面施行。今申し上げた部分以外の部分の入管法の全面施行、これも非常に重要なテーマだと思います。非常に大きな重要なテーマが数多くありますので、本当にしっかりと取り組んでいかなければならないと思います。

▶ https://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho08_00476.html



法務大臣会見
2024.1.9

有識者会議、最終報告書取りまとめ

2024年の通常国会に法案提出

技能実習制度 遂に廃止へ



技能実習制度の廃止とそれに代わる新制度創設について議論を積み重ねてきた政府の有識者会議が、遂に最終報告書を取りまとめ、それを法務大臣に提出しました。法務省はそれを基に法案を作成し、2024年の国会に提出する方向です。

30年間も長きにわたり続いてきた「外国人技能実習制度」。遂に廃止となります。

それに代わる新制度「育成就労制度」が開始されます。

これまでの技能実習制度で企業と実習生の間でサポートを行ってきた監理団体については、新制度創設により職員配置・相談対応体制・財政基盤に一層の厳格な要件が課され、改めて新しい許可を受ける必要が生じ、ふるいにかげられることとなります。

一番の焦点である「転職」がしやすいルールづくりについて。自己都合転職がしやすいルールに緩和される方向です。

「企業で働き始めて1年間経過した」+「技能検定試験の基礎級に合格」+「日本語能力試験N5に合格」+「前の職場でやった業務と同一の業務」の要件を満たしたら、自分の意思で転職ができます。

ただし、新制度が創設した直後からいきなりそれを完全に可能にすると、技能実習制度から受け入れていた流れから混乱が生じる恐れがあるため、新制度が創設した直後から上記の自己都合転職の要件のひとつである転職可能時期を全ての業種の分野で一律で「1年経過後」というわけではなく、業種の分野によっては「2年経過後」にしたりと、いわゆる経過措置を講じる方向です。

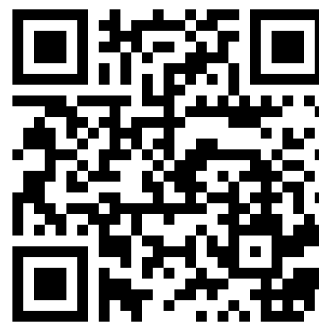


外国人雇用に関する
注目ニュースやお役立ちトピックなど
初心者の方にも分かりやすく解説。



フォロワー
3600突破!

外国人を雇用する事業主、外国人雇用に関心がある事業主、日本在住の外国人の方々に親しんでいただいております。



<https://www.instagram.com/gaikokujinnews/>

※本資料を無断で複製・改変・転載・翻訳することを禁じます。本資料は信頼できるとされる各種データに基づいて作成されていますが、その正確性・完全性・最新性・網羅性・適時性等を保証するものではありません。また、本資料は外国人雇用に関心をお持ちの企業様等への情報提供のみを目的としており、本資料の利用に起因する利用者及び第三者の損害について責任は一切負いません。